

北海道與台灣交流——借鏡台灣 原住民族政策的理念與現況

北海道と台湾の交流——台湾原住民族政策の理念と現状に鑑みる

The Exchange Between Hokkaido and Taiwan: Referring to the Concept and Current State of Taiwan's Aboriginal Policy

文 | 落合研一（北海道大學愛努・原住民族研究中心助理教授） 漢語翻譯 | 林雨佑

2007年「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択され、2008年には日本でも、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院の満場一致で採択された。そこで日本政府は、内閣官房長官の諮問機関として「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、翌年には、同懇談会から提出された報告書の提言を具体化するため、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を設置した。

「民族固有の生活様式の総体」が強調されるアイヌ文化の復興

同懇談会報告書は、「国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある」として、言語、舞踊、工芸等だけでなく、「民族固有の生活様式の総体」という広い意味での「アイヌの文化」を復興させるよう求めている。そして、具体的な政策として、アイヌ民族に対する国民の理解を促

2007年日本採用了「聯合國原住民族權利宣言」，在2008年更進一步由眾參議院一致通過了「請求愛努族成為原住民族之決議」，日本政府因而在內閣官房長官（註：相當於台灣的行政院長）的諮詢機關設置了「愛努族政策諮詢委員會」，隔年，為使同委員會提出的報告書的建議可以具體化，更以官房長官為主席設置了「愛努政策推進會議」。

復興愛努文化 強調「民族生活固有樣式的主體」

同委員會的報告書主張「國家的政策持續近代化的結果，基於過去嚴重打壓愛努文化的歷史，國家應該要負起復興原住民族愛努文化的責任」，希望復興的不只是語言、舞蹈、工藝，而是「民族生活固有樣式的主體」如此廣義的愛努文化。具體的政策則是：促進國



政治大學原民中心林修澈主任針對台灣原住民族的民族認定政策進行專題演講。
(圖片提供：北海道大學愛努・原住民族研究中心)



北海道大學愛努・原住民族研究中心於2012年12月9日進行冬季國際研討會「台湾原住民族政策の理念と現状」議程。
(圖片提供：北海道大學愛努・原住民族研究中心)

進し、多様な文化を有する豊かな社会を築いていくため、アイヌ民族の歴史を知り、独自の文化を体験できるような公園等の施設（民族共生の象徴となる空間）の整備、アイヌ語の復興、さらに生活向上関連施策の実施等を提言している。

台湾での経験：民族認定、民族語の推進、文化公園

日本のアイヌ政策をめぐるこのような背景に基づき、アイヌ・先住民研究センターは、既に様々な原住民族政策が実施されている台湾の現状からアイヌ政策の実施に向けた示唆を得るため、3名の専門家をお招きし、原住民と原住民族の認定、原住民族の

民對於愛努民族的瞭解、建立豐富的社會和文化多樣性、瞭解愛努族的歷史、建設可以體驗自己文化的公園等設施（變成象徵民族共生的空間）、愛努語的復興以及改善生活品質的政策。

台灣經驗：民族認定、族語推行、文化公園

基於上述日本愛努政策的背景，愛努・原住民族研究中心為了從已經推行相當多原住民族政策的台灣得到一些愛努政策推行的建議，邀請了3位專家來演講，



政治大學民族學系黃季平副教授分享台灣原住民族語言的推展經驗。
(圖片提供：北海道大學愛努・原住民族研究中心)

言語の推進、そして原住民族文化公園における伝統文化の振興と伝承について講演していただいた。それぞれの内容を紹介する紙幅はないが、日本においてアイヌ政策を推進するにあたり、検討すべき課題がいくつか明らかになった。

たとえば、台湾では、日本統治期に作成された原住民(族)の戸籍に基づいて原住民(族)を認定しているところ、その戸籍に記載されていないが原住民のアイデンティティを有している者は、原住民として認定されないという。そこには、原住民(族)の戸籍が正確だという前提があるわけだが、日本でアイヌの人々を日本国民とした際に作成された戸籍には、アイヌでありながら日本語の氏名で記載されている等、アイヌであることを明確に証明できない場合も予想されることから、日本でも台湾と同様に対応すべきかどうか、慎重に検討する必要がある。また、台湾の原住民族文化公園は、設立された地域の原住民族だけでなく、他の地域の原住民族とも良好な関係にあるという。他方、日本では、象徴空間の候補地に選定されなかった地域のアイヌの人々か



台灣原住民族文化園區鍾興華局長分享園區經營情形。
(圖片提供：北海道大學愛努・原住民族研究中心)

關於原住民族認定、原住民族語言推廣以及原住民族文化公園的傳統文化振興傳承，雖礙於篇幅無法一一詳細介紹，不過卻讓日本在推行愛努政策的時，更瞭解了未來需要探討的幾個面向。

舉例來說，台灣是根據日本統治時期登記的住民(族)的戶籍來認定原住民(族)的身分，在戶籍上沒有記載卻認為自己是原住民的人，是不被認定為原住民的。由此可見這是建立在原住民(族)的戶籍資料是正確的前提下，但愛努人在變成日本國民時的戶籍，登記的卻是日本語的姓氏，因而僅用戶籍可能無法明確地判斷是否擁有愛努人身分。如何面對這個問題，日本和台灣都應該要慎重來檢討。另外，台灣的原住民族文化公園不論是跟當地的原住民族還是其他地區的原住民族都有良好的關係，反觀日本，沒有被選定為象徵民族共生空間候選地的愛努居民，擔心觀光

ら、観光客等が候補地に集中してしまうのではないかと、との懸念が示されている。各地のアイヌの人々との協力関係をどのように構築していくか、台湾の原住民族文化公園の経験をさらに詳しく教えていただく必要がある。最後に、台湾では原住民族委員会が認定している原住民族それぞれの言語について、教科書が編集されているという。アイヌ民族の言語にも様々な方言があり、ひとつの教科書でアイヌ語を学習することは難しい。そのためにアイヌ語教育が停滞している側面もあるわけだが、台湾における原住民族言語教育の取組みは、シンポジウムに参加したアイヌ語の専門家にとって大きな刺激となったようである。

以上のような課題の認識を含め、今回のシンポジウムは、きわめて有意義なものとなった。講演していただいた林修澈、黄季平、鍾興華の各先生に深く感謝申し上げたい。

客愈往候選地集中。到底應該如何促進各地愛努人的合作關係，需要多從台灣原住民族文化公園的經驗中學習。最後要提的是，台灣的原住民族委員會針對已被認定為原住民族的各族，編輯了各語言的教科書，而愛努族的語言因為有相當多的方言，只用一本教科書來學愛努語相當困難，因此愛努語教育有停滞不前的狀況。台灣為原住民族語言教育所做的努力，對於參加研討會的愛努語專家來說是相當大的刺激。

可以瞭解上述這些議題，使本次研討會相當具有意義，再次對演講的林修澈、黃季平、鍾興華三位老師致上誠摯的謝意。◆

台日雙方學者於會後合影。
(圖片提供：北海道大學愛努・原住民族研究中心)

